

「第4次宮崎県障がい者計画」の総合評価（概要）

昨年度で「第4次宮崎県障がい者計画」の計画期間満了を迎えたことから、当該計画における成果目標の達成状況を踏まえ、総合評価を行う。

1 成果目標の達成状況による評価（資料1-4参照）

各分野別施策における成果目標の達成状況による評価は、以下のとおりとなっている。

【評価基準】

A（4）：目標以上に推進した・・・・・・・・	100%以上
B（3）：概ね推進した・・・・・・・・	80%以上 100%未満
C（2）：あまり推進できなかった・・・・	60%以上 80%未満
D（1）：推進できなかった・・・・・・・・	60%未満
※総合評価及び各分野別施策の評価は、A～Dの（ ）の内の数値の平均値（四捨五入）にて算出	

1 啓発・広報	C
県民の障がい者への理解と認識が深まってはいるものの、まだ不十分な状況であり、更に啓発・広報に取り組んでいく必要がある。	
2 生活支援	B
「指定障害者支援施設の一月あたり必要入所定員総数」（削減目標）及び「短期入所事業（ショートステイ）の一月あたりサービス提供量」（増加目標）がほかの成果目標より進んでいないことから、施設等から地域生活への移行の推進とともに、短期入所などの地域における支援体制づくりを進めていく必要がある。	
3 教育・育成	A
特別支援教育を中心としてA評価（目標以上に達成した）となっており、引き続き、障がい児個々のニーズに応じた障がい児支援・育成の充実に取り組んでいく。	
4 保健・医療	C
精神障がい者の地域生活への移行や地域定着に向けた適切な支援体制の構築などの精神保健対策の推進が課題となっていることから、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に更に取り組んでいく必要がある。	

5 雇用・就業、経済的自立の支援	B
一般就労が困難な障がい者への支援である就労継続支援B型事業所の工賃水準が大きく推進しているが、就労移行支援事業や就労継続支援A型事業のサービスの充実にも取り組んでいく必要がある。	
6 情報・コミュニケーション	B
8 福祉を支える人づくり	
意思疎通支援者の養成を中心としてB評価（概ね推進した）となっており、障がい者の日常生活での意思疎通支援は当然ながら、令和9年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けてニーズが高まることから、意思疎通支援者の人材育成に更に取り組んでいく必要がある。	
7 生活・環境	C
おもいやり駐車場制度の普及と公営住宅等のバリアフリー化の推進が、着実に進んでいるものの目標には及ばなかった。特に、おもいやり駐車場制度については、歩行困難な障がい者等からのニーズも高いことから、協力施設数をはじめ、協力区画数の増加にも取り組んでいく必要がある。	
9 行政サービス等における配慮	B
障害者差別解消法及び「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」の施行に伴い、本県においても障がいを理由とする差別の解消が進められているところであり、引き続き、行政機関等をはじめ、障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、理解促進に取り組んでいく必要がある。	
総合評価	B

2 総括

本県では、障がい者施策の基本計画として「第4次宮崎県障がい者計画」（平成31年3月）を策定し、当該計画に基づき、昨年（令和5年）度までの5年間、障がいのある人が安全で安心して心ゆたかに暮らせる社会を目指して各種施策を推進してきたところである。

当該計画の成果目標の達成状況による総合評価では、「B：概ね推進した」という結果であったが、成果目標を達成できなかった個々の施策については、次期計画において目標を達成できるよう取り組んでいくとともに、成果目標以外の各種施策についても、より一層推進していく必要がある。

次期計画である「第5次宮崎県障がい者計画」（令和6年3月）では、本年（令和6）度からの5年間において、「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を基本目標に、障害者差別解消法の改正（事業者の合理的配慮の提供の義務付けなど）、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針など、昨今の国内法等の整備状況を踏まえた各種施策の推進に新たに取り組むとともに、成果目標の達成を目指すことは当然ながら、本計画に盛り込まれていない事項も含め、障がい者施策の総合的な取組を推進していく。